

東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十九号）新旧対照表（抄）

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一条から第二十条まで（現行のとおり）</p> <p>（野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為）</p> <p>第二十一条（現行のとおり）</p> <p>一（現行のとおり）</p> <p>イ（現行のとおり）</p> <p>ロ 海岸法(昭和三十二年法律第百一号)第二条第一項に規定する海岸保全施設(樹林を除く。)</p> <p>ハ（現行のとおり）</p> <p>ニ 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第三条第二項に規定する河川管理施設(樹林帯を除く。)</p> <p>ホからチまで（現行のとおり）</p> <p>二から四まで（現行のとおり）</p> <p>第二十二条から第三十一条まで（現行のとおり）</p> <p>（特別地区内等の行為の許可基準）</p> <p>第三十二条（現行のとおり）</p> <p>一（現行のとおり）</p> <p>イ及びロ（現行のとおり）</p> <p>ハ（現行のとおり）</p> | <p>目次（略）</p> <p>第一条から第二十条まで（略）</p> <p>（野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為）</p> <p>第二十一条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 海岸法(昭和三十二年法律第百一号)第二条第一項に規定する海岸保全施設</p> <p>ハ（略）</p> <p>ニ 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第三条第二項に規定する河川管理施設</p> <p>ホからチまで（略）</p> <p>二から四まで（略）</p> <p>第二十二条から第三十一条まで（略）</p> <p>（特別地区内等の行為の許可基準）</p> <p>第三十二条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>イ及びロ（略）</p> <p>ハ（略）</p> |

□ (現行のとおり)

(ロ) 海岸法第二条第一項に規定する海岸保全施設~~(樹林を除く。)~~
その他の海水の浸入又は海水による浸食を防止するための施設

(ハ) (現行のとおり)

(ニ) 河川法第三条第一項に規定する河川その他の公共の用に供
する水路又はこれらを管理するための施設~~(樹林帯を除く。)~~

(ホ)から(ケ)まで (現行のとおり)

二からホまで (現行のとおり)

二から四まで (現行のとおり)

第三十四条から第四十二条まで (現行のとおり)

(捕獲等の禁止の適用除外)

第四十三条 条例第四十一条第二号の規則で定めるやむを得ない理由
は、次に掲げるとおりとする。

一から三まで (現行のとおり)

四 (現行のとおり)

イ及びロ (現行のとおり)

ハ 次に掲げる行為に伴って捕獲等をする場合

(1) (現行のとおり)

(2) 海岸法第三条第一項に規定する海岸保全区域の管理~~(樹林に
係る管理を除く。)~~を行い、又は同法第二条第一項に規定する
海岸保全施設~~(樹林を除く。)~~に関する工事を行うこと。

(イ) (略)

(ロ) 海岸法第二条第一項に規定する海岸保全施設その他の海水の
浸入又は海水による浸食を防止するための施設

(ハ) (略)

□ 河川法第三条第一項に規定する河川その他の公共の用に供す
る水路又はこれらを管理するための施設

(ホ)から(ケ)まで (略)

二からホまで (略)

二から四まで (略)

第三十四条から第四十二条まで (略)

(捕獲等の禁止の適用除外)

第四十三条 条例第四十一条第二号の規則で定めるやむを得ない理由
は、次に掲げるとおりとする。

一から三まで (略)

四 (略)

イ及びロ (略)

ハ 次に掲げるものを行うために伴って捕獲等をする場合

(1) (略)

(2) 海岸法第三条第一項に規定する海岸保全区域の管理を行い、
又は同法第二条第一項に規定する海岸保全施設に関する工事を行
うこと。

(3) (現行のとおり)

(4) 河川法第六条第一項に規定する河川区域の管理(樹林帯に係る管理を除く。)を行い、又は当該区域内において同法第八条に規定する河川工事(樹林帯に係る工事を除く。)を行うこと。

(5)から(8)まで (現行のとおり)

二 (現行のとおり)

(1) (現行のとおり)

(2) 河川法第六条第一項に規定する河川区域以外の区域において同法第三条第二項に規定する河川管理施設(樹林帯を除く。)の工事を行うこと。

ホ及びヘ (現行のとおり)

五 (現行のとおり)

第四十四条から第四十七条まで (現行のとおり)

(保護区内における許可を要しない行為)

第四十八条 (現行のとおり)

一 (現行のとおり)

イ及びロ (現行のとおり)

ハ 河川法第三条第二項に規定する河川管理施設(樹林帯を除く。)を改築し、若しくは増築すること又は河川を局部的に改良することであつて河川の現状に著しい変更を及ぼさないもの

ニからツまで (現行のとおり)

(3) (略)

(4) 河川法第六条第一項に規定する河川区域の管理を行い、又は当該区域内において同法第八条に規定する河川工事を行うこと。

(5)から(8)まで (略)

二 (略)

(1) 略)

(2) 河川法第六条第一項に規定する河川区域以外の区域において同法第三条第二項に規定する河川管理施設の工事を行うこと。

ホ及びヘ (略)

五 (略)

第四十四条から第四十七条まで (略)

(保護区内における許可を要しない行為)

第四十八条 (略)

一 (略)

イ及びロ (略)

ハ 河川法第三条第二項に規定する河川管理施設を改築し、若しくは増築すること又は河川を局部的に改良することであつて河川の現状に著しい変更を及ぼさないもの

ニからツまで (略)

別紙

樹木等一覧表

| 分類 | 植物名 | 高さ | 規模 | 備考 |
|-----|-----|----|----|----|
| 地上部 | 高木 | m | 本 | |
| | 中木 | m | 本 | |
| | 低木 | m | 本 | |
| | 花 | | | |
| | 草 | | | |
| | 樹 | | | |
| | 木 | | | |
| | 木 | | | |
| | 木 | | | |
| | 木 | | | |
| 地下部 | 高木 | m | 本 | |
| | 中木 | m | 本 | |
| | 低木 | m | 本 | |
| | 花 | | | |
| | 草 | | | |
| | 樹 | | | |
| | 木 | | | |
| | 木 | | | |
| | 木 | | | |
| | 木 | | | |
| 合 計 | | | | |
| 注 | | | | |

1. 可動式の植栽工場の場合には、備考欄に記す。
2. ベランダ等に設置するものは、植栽工場の設置場所を備考欄に記入する。
3. 庭に樹木や鉢植樹木がある場合は、備考欄に庭、鉢植の別を記入する。
4. 上記の内容を盛り込んだ独自の形式でもよい。

(日本工業規格A列4番)

別紙

樹木等一覧表

| 分類 | 植物名 | 高さ | 規模 | 備考 |
|-----|-----|----|----|----|
| 地上部 | 高木 | m | 本 | |
| | 中木 | m | 本 | |
| | 低木 | m | 本 | |
| | 花 | | | |
| | 草 | | | |
| | 樹 | | | |
| | 木 | | | |
| | 木 | | | |
| | 木 | | | |
| | 木 | | | |
| 地下部 | 高木 | m | 本 | |
| | 中木 | m | 本 | |
| | 低木 | m | 本 | |
| | 花 | | | |
| | 草 | | | |
| | 樹 | | | |
| | 木 | | | |
| | 木 | | | |
| | 木 | | | |
| | 木 | | | |
| 合 計 | | | | |
| 注 | | | | |

1. 可動式の植栽工場の場合には、備考欄に記す。
2. ベランダ等に設置するものは、植栽工場の設置場所を備考欄に記入する。
3. 庭に樹木や鉢植樹木がある場合は、備考欄に庭、鉢植の別を記入する。
4. 庭に植栽工場の設置と見なせる場合は、上記内容の植栽工場の設置場所を記入する。
5. 上記の内容を盛り込んだ独自の形式でもよい。

(日本工業規格A列4番)

